

1 甲種防火管理新規講習について

本講習は、消防法施行令第3条第1項に規定する甲種防火対象物の防火管理に関する講習です。この講習の全課程を修了すると、消防法第8条第1項に規定する防火管理者としての資格を取得できます。

2 受講の要件

以下の要件すべてに該当する方が受講できます。

- ・岐阜市消防本部管内（岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町）に在住または在勤の方
- ・防火管理者に選任される予定がある方
- ・eラーニングを受講できる環境（下記「5 動作環境」参照）をお持ちの方

3 講習の概要

申込み後、受講期間内にお手持ちのデバイス（パソコン、タブレット、スマートフォン等）で「**eラーニング(9時間)**」を受講してください。すべて受講されましたら、指定された日に岐阜市消防本部で開催される「**実技講習**」を受講してください。実技講習後に行われる「**効果測定**」に合格された方に修了証を発行します。

4 受講期間及び申込受付期間等

区分	eラーニング受講期間 (9時間)	実技講習・効果測定日 (午前中1時間程度)	申込受付期間	定員
第1回	令和8年5月12日(火) ～5月25日(月)	5月27日(水)	4月6日(月) 9:00 ～4月10日(金) 17:00	100人
第2回	令和8年8月12日(水) ～8月25日(火)	8月27日(木)	6月22日(月) 9:00 ～6月26日(金) 17:00	100人
第3回	令和8年10月5日(月) ～10月18日(日)	10月20日(火)	8月24日(月) 9:00 ～8月28日(金) 17:00	100人
第4回	令和8年12月3日(木) ～12月16日(水)	12月18日(金)	10月13日(火) 9:00 ～10月16日(金) 17:00	100人
第5回	令和9年3月2日(火) ～3月15日(月)	3月17日(水)	1月4日(月) 9:00 ～1月8日(金) 17:00	100人

※ 申込は先着順とし、受付期間内であっても**定員になり次第、受付を締め切ります**。

回によっては初日に定員に達する場合がありますので、お早めにお申し込み下さい。

5 eラーニング

受講期間内にインターネット上の受講サイトで9時間分の講義（期間内は中断・再開が自由にできます。）**を受講してください**。受講サイトへのアクセス方法やログイン時のID、パスワードについては申込受付時の自動返信メールにてお知らせします。

講義動画の視聴には約15GBの**パケット通信量(受講者負担)**が発生します。LAN環境やWi-Fi環境等での受講を強くお勧めします。

推奨する環境(OS)については下記のページ内の「クラウド型 受講側(推奨環境)」の欄をご確認ください。

<https://platon.logosware.com/products/requirements/>

6 実技講習・効果測定

【会場】 岐阜市消防本部・中消防署合同庁舎 6階大会議室（岐阜市美江寺町2丁目9番地）

講習会場及び岐阜市役所の駐車場には駐車できません。公共交通機関又は付近の有料駐車場をご利用ください。会場の都合上、前半、後半に分けて実施しますので、受講者によって受付時間・集合時間が異なります。**詳細はeラーニングの受講サイト上でお知らせします。**

7 テキスト代

東京法令出版「防火管理業務テキスト」

5,110円（消費税、送料及び手数料込）

申込時に登録した住所に振込用紙が郵送されますので、テキスト代をお支払い下さい。
お支払い完了後、テキストを郵送させていただきます。

8 申込方法

岐阜市HP内にあるオンライン申請総合窓口サイト (<https://logoform.jp/procedure/BcLm/415>) から申込みをしてください。



※申込後に送信される申込完了返信メールに申込後の受講案内が記載されていますので、必ず確認して下さい。

返信メールが届かない場合は、申込みが完了していない可能性があります。この場合は、岐阜市消防本部予防課 (Tel058-262-7163) までお問合せください。

9 その他(注意事項等)

- (1) ご本人以外がeラーニングを実施した場合は、いかなる場合でも修了証は発行できません。この場合、テキスト代の返金はできません。
- (2) 本人確認のため、eラーニング受講中、申込み時に記入した連絡先へ連絡する場合があります。
- (3) 実技講習・効果測定日に発熱のある方や体調不良の方は来場をお控えください。これらの場合は次回以降に振替えるなどの対応を致します。
- (4) 気象警報等が発令されるなど、天災による被害、または被害のおそれがある場合や新型コロナウイルス感染拡大などの理由で、やむを得ず講習を中止または延期する場合があります。その際は事前にご連絡いたします。
- (5) 申込み後、都合により受講できなくなった場合は、その旨を下記「お問い合わせ先」まで連絡してください。
- (6) 下記に該当する方は、防火管理者の資格がある者として取り扱われる場合がありますので、申込みの前に確認してください。

＜次のような資格や職務経験等を有している方＞

労働安全衛生法に規定する安全管理者、鉱山保安法に規定する保安管理者、国・都道府県の消防事務に従事する職員、市町村の消防職員、消防団員、警察官又はこれに準ずる警察職員、建築主事又は一級建築士、甲種危険物取扱者の免状を有する危険物保安監督者、防火対象物点検資格者講習を修了し免状の交付を受けている方

お問い合わせ先 **岐阜市消防本部予防課 (058-262-7163)**